

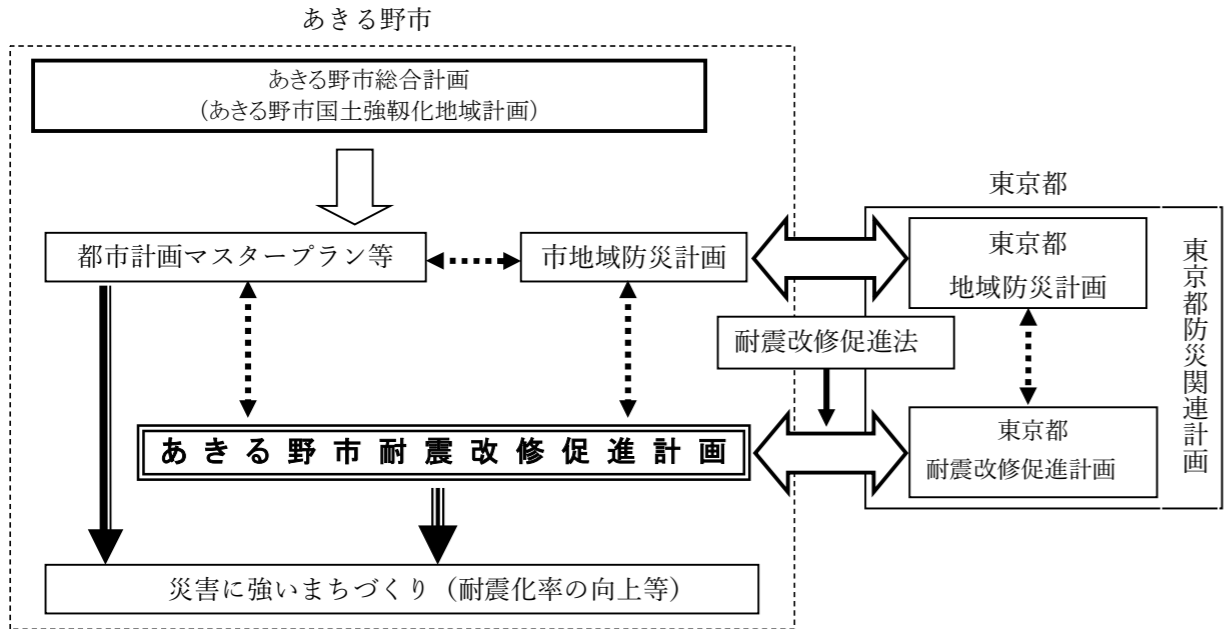
あきる野市耐震改修促進計画の概要

1 計画の概要【本編第1章（P3～P5）】

(1) 計画の目的と位置付け

目的：市内の住宅・建築物の耐震化を促進することにより、災害に強いまちづくりを推進

図：計画の位置づけ



(2) 対象建築物

新耐震基準導入以前に建てられた市内の住宅、特定建築物、公共建築物

(3) 計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間

※必要に応じて計画の見直しや更新等を行います。

2 基本方針【本編第2章（P6～P19）】

(1) あきる野市内で想定する地震の規模と最大震度

種類	首都直下地震		海溝型地震	活断層で発生する地震
	東京湾北部地震	多摩直下地震	元禄型関東地震	立川断層帯地震
震源	東京湾北部	東京都多摩地域	東京湾	東京都多摩地域
規模	マグニチュード 7.3		8.2	7.4
最大震度	6弱	6強	6強	7
時期及び時刻	冬 18時			
風速	8m/秒			

資料：首都直下地震による東京の被害想定報告書（平成24年4月及び11月東京防災会議）

(2) 本市における被害の特徴（立川断層帯地震における被害状況の比較）

	あきる野市	多摩地区	東京都
全壊棟率(%)	3.50	3.50	1.25
焼失棟率(%)	9.08	4.59	1.78
死亡者率(%)	0.13	0.06	0.02
負傷者率(%)	0.89	0.68	0.24

(3) 耐震化の現状と目標

建築物の種類	【現状】	【計画期間内における目標】	
	令和元（2019）年度末	令和3（2021）年度	令和7（2025）年度
住宅	耐震化率 85.7%	耐震性が不十分な住宅を概ね解消	
民間特定建築物	耐震化率 91.2%	耐震化率 95%	
市所有の防災上重要な公共建築物	耐震化率 97.1%	耐震化率 100%	

3 耐震診断・耐震改修の促進を図るための取組【本編第3章（P20～P24）】

(1) 基本的な考え方

- 自助・共助・公助の原則に基づき、建物所有者による主体的な取組を促進
- 東京都や関係機関と協力した耐震化促進のための環境整備や情報提供等の支援の実施

(2) 重点的に取り組むべき施策

- **住宅の耐震化**
 - ・ 自助による耐震化の取組を促進するため、「あきる野市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」による具体的な取組の実施
 - ・ 耐震改修費用等への助成

〈参考〉あきる野市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの取組内容
 ア 耐震化を促進するための住宅所有者に対する意識啓発
 イ 耐震診断実施者に対する耐震化の促進
 ウ 改修事業者の技術力の向上等
 エ その他の普及啓発活動等

- **民間特定建築物等の耐震化**
 - ・ 所管行政庁と連携した意識啓発を行うとともに、東京都が実施する支援制度等を紹介
- **市所有の防災上重要な公共建築物の耐震化**
 - ・ 施設の重要度や老朽度、財政状況等を踏まえながら計画的に耐震化を実施
- **特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化**
 - ・ 所有者等に対する改修費用を支援し、関係機関と連携して耐震化を促進

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する施策【本編第4章（P25～P30）】

- (1) 普及啓発
- (2) 耐震診断及び耐震改修に対する支援
- (3) 耐震改修における減税制度の周知
- (4) 耐震化施策と安全対策施策の連携
- (5) 地域住民との連携